

第 16 回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成 13 年 6 月 27 日

場 所 プリムローズ大阪

第16回大阪府環境審議会会議録

開会 午前10時

司会（前川補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第16回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の前川でございます。よろしくお願ひいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、大阪府では、省エネルギーの推進、地球温暖化防止を図るため、「関西夏のエコスタイルキャンペーン」に取り組んでいるところですが、本審議会におきまして軽装でのご出席にご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、泉環境管理監からごあいさつを申し上げます。

泉環境管理監 大阪府の環境管理監の泉でございます。第16回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、環境行政をはじめ、府政の各般にわたりご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年は、我が国の環境行政にとりまして、まさに21世紀のスタートにふさわしい新たなステップへの画期的な年でございます。4月からは家電リサイクル法が施行されましたし、5月からは食品リサイクル法が施行されております。また、今国会で、懸案の自動車排ガス対策として、自動車NO_x・PM法が先日可決成立をいたしました。地球環境を守りながら、資源を循環させていくというライフスタイルを定着させる取り組みが本格的に始まったと言えると思います。

大阪府におきましては、こうした社会を形づくるために、府民、事業者、民間団体、行政など、それぞれの主体が環境配慮のための取り組みを実践していくことが大切であるという認識のもとに、環境の保全と創造に向けた取り組みを今後一層進めてまいりたいと考えております。

今後こうした取り組みを進めていく上での指針となる新しい環境総合計画を策定すべく、その基本的な考え方につきまして、本審議会にお諮りをしたところでございます。

前回の審議会におきましては、新環境総合計画部会の中間報告に基づきまして活発なご審議を賜りました。その後、部会におきまして、府民、事業者、民間団体、行政など、各主体の取り組み方向もあわせて検討いただき、取りまとめていただいたところでございます。この場をお借りしまして、部会の委員、専門委員の先生方に厚く御礼を申し上げます。

本日は、その最終取りまとめを報告いただきまして、委員の皆様方にさらに活発なご審議をお願いしたいと考えております。またあわせて、水質汚濁防止法に基づく排水基準の有害物質の追加に対応した府条例におけるほう素等の排水基準の設定等にあたりましてご意見をいただきたく、本日お諮りをいたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、開会にあたりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

司会（前川補佐） 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、今般新しく委員をお引き受けいただいた方につきましてご紹介させていただきたいと存じます。

（新委員紹介）

また、環境審議会の幹事にご就任いただいている方々並びに事務局の職員につきましては、お手元にお配りしております配席表に名前を書いてございますので、紹介を省かせていただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと存じます。

なお、本日、委員定数42名のうち31名の方の出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、相賀会長、よろしくお願ひいたします。

相賀会長 それでは早速、議事を進めさせていただきます。

まず最初、議題1でありますが、ほう素等の排水基準の設定等についてでございます。これは諮問事項でございますので、まず諮問をお受けしたいと思います。

泉環境管理監

大阪府環境審議会

会長 相賀 一郎 様

大阪府知事 太田 房江

ほう素等の排水基準の設定等について（諮問）

標記排水基準の設定等にあたり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

〔泉環境管理監より相賀会長に諮問文書手交〕

相賀会長 ただいま当審議会に対しまして諮問がありました「ほう素等の排水基準の設定等について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（岩崎室長） 環境指導室長の岩崎でございます。本日お諮りしております「ほう素等の排水基準の設定等について」の趣旨及び背景につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の資料1-1、諮問文の裏に、諮問の経緯等の説明がございます。読み上げます。

（説 明）

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は平成11年2月に環境基準健康項目に設定され、これを受けて、同年同月に中央環境審議会に「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」の諮問がなされました。そして、水質部会に設置された排水規制等専門委員会において検討が行われた結果、平成12年12月に、これら3項目を有害物質として追加する同審議会の答申がなされました。

その後、環境省の水質汚濁防止法施行令の改正手続が進められ、この6月13日に改正施行令及び環境省令の公布がなされ、7月1日に施行されることになりました。これらの項目に係る国の排水基準は次のとおりです。

追加項目——ほう素及びその化合物。排水基準（いずれも暫定排水基準あり）——
海域以外の公共用水域に排出されるもの10mg/L、海域に排出されるもの 230mg/L。

ふっ素及びその化合物。海域以外の公共用水域に排出されるもの 8 mg/L、海域に
排出されるもの15mg/L。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物。アンモニア性窒
素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 100mg/L。

このため、今回の水質汚濁防止法における有害物質への 3 項目の追加に伴って、法
基準と現行条例による規制との整合を図り、条例の項目追加及び上水道水源地域への
上乗せ規制等について検討するために、水質汚濁防止法第21条第1項及び大阪府生活
環境の保全等に関する条例第 103条の規定に基づき、貴審議会に意見を求めるもので
す。

それでは、お手元の資料に基づきまして、詳しくご説明を申し上げます。

資料 1 - 2 をごらんください。ここでは、ほう素等今回排水基準に追加されました 3
物質の物質特性及び現在までの規制の状況等をご説明いたします。

まず、第 1 ページの 3 物質の特性及び事業場での使用状況ですが、この内容は、先ほ
どの中環審議会の答申をもとに作成したものでございます。

上の表に示しておりますように、3 物質とも自然界に広く存在し、特にほう素、ふっ
素についてはもともと海域中に存在しております。適量であれば人間や植物に役立つ物
質であるという特色がございます。しかし、表の右の欄に示しておりますように、高濃
度の摂取等によりまして人の健康に影響を生じるおそれがあることから、今回、有害物
質として指定されました。

3 物質の事業場での使用状況を下の表にまとめております。これらは、多くの業種で
広く使用されておりまして、特にアンモニア、アンモニウム化合物等については、広範
な産業分野や農業、生活排水等から排出が見込まれます。

次に、2 ページをお開きください。ここに、国及び大阪府における基準設定の推移の
年表を載せております。

大阪府におきましては、国に先立つ昭和40年の大阪府事業場公害防止条例で、ほう素、
ふっ素の 2 項目について排水基準を設定いたしました。その後、条例の廃止、制定があ
りましたが、2 項目の規制は今日まで続けられてきたところでございます。

一方、国は、昭和46年の水質汚濁防止法施行令により、ふっ素の排出基準を設定し、

その後、平成5年には、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を加えた3項目を、人の健康の保護に関連する物質として要監視項目に位置づけました。その後、新たな知見の蓄積を踏まえ、平成11年に健康項目として環境基準が設定され、このたび有害物質として排水基準が設定されました。

このような経緯から、今回の排水基準の検討にあたっては、法の基準と現行条例による規制との整合を図る必要がございます。

続きまして、大阪府の条例による排水規制の考え方についてご説明をいたします。

大阪府では、いわゆる上乗せ条例と生活環境保全条例の2つの条例で排水基準を定めています。①の上乗せ条例は、法対象の事業場に対して、国の一法律排水基準にかえてより厳しい許容限度を定めるもので、特に上水道水源地域については排水規制を強化しております。

一方、②の生活環境保全条例は、法対象事業場に、一律排水基準の対象項目以外の項目について、いわゆる横出し規制を定めています。また、条例独自の対象事業場を定め、規制を行っております。

3ページをごらんください。ここに、法と条例の基準の適用関係を図に示しております。

左端で、事業場を法対象事業場と条例対象事業場の2種類に分け、それぞれからの排出水がどのような規制を受けるかを示しております。一番上のラインは、水質汚濁防止法による一律排水基準を受けることを意味しております。各欄にある矢印は、今回の法改正に伴う項目の追加、移動を示しております。中段の二重線で囲んでいる部分は、上水道水源地域に対して、上乗せ条例で定めている上乗せ基準が適用されます。下半分の二重線で囲んでいる部分は、生活環境保全条例で法で定めていない項目を規制する横出し基準、または条例対象事業場に対する基準が適用されることを示しております。

府といたしましては、図に示しておりますように、法の基準改正に即して、上乗せ条例及び生活環境保全条例施行規則について3項目を追加する改正を行うことが必要と考えております。これらにつきまして、基準値のあり方等、技術的、専門的な見地からご意見をいただきたく、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、まことに僭越ではございますけれども、平成14年の年度当初から条例、規則を改正し、施行いたしたいと考えておりますので、このため、今年の11月ごろまでにはご回答をいただき、来年2月の府議会に

条例案を上程したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

相賀会長 諮問の趣旨あるいは背景について詳細に説明していただきましたが、何かご意見、あるいはご質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。——特にございませんようですが、よろしうございますでしょうか。

先ほどの説明では、改正条例案を府議会に上程するための取りまとめを11月ごろに行いたいとのことですので、それまでに答申ができますよう努めていきたいと存じております。ご協力の方、よろしくお願ひ申し上げます。よろしうございますね。

それでは、議事の2、水質規制部会の設置及び組織、運営に移らせていただきます。

これは、先ほどのほう素等の排水基準の設定等についてに関わる審議の進め方に対する議題でございます。

私といたしましては、これは専門技術的な内容でございますので、それを効率的に審議するために、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして、部会で検討を行っていただいた方がよろしいのではないかと思っております。また、水質の規制に関する専門的な検討を行っていただくために、水質総量規制部会を従来設置しておりますが、今回の案件も含めて検討していただいたらどうかと思います。

事務局の方から、部会の組織、運営について、説明をお願いします。

事務局（岩崎室長） 水質規制部会の設置及び部会の組織、運営について、ご説明をいたします。

資料2をごらんください。まず、こちらの運営要領案を読み上げます。

（案）

大阪府環境審議会

水質規制部会運営要領

第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、水質汚濁防止法（以下「法」という。）第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。）第3条の規定に基づく排水基準並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。）第50条第1項及び第51条第1項の規定に基づく排水基準並びに法第4条の3の規定に基づく第5次総量削減計画及び法第4条の5の規定に基づく総量規制基準につ

いて、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会に水質規制部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織をする。

- ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 2人
- ② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第4 梯則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成13年6月27日から施行する。

大阪府環境審議会水質総量規制部会運営要領（平成12年8月3日施行）は廃止する。

今回諮問させていただきました排水基準は、水質総量規制と密接な関係がありますことから、水質総量規制部会であわせてご検討いただきたいと考えております。ただし、部会の名称及び運営要領の趣旨は総量規制に限定された形となっておりますので、水質総量規制部会を廃止し、新たに水質規制部会として、趣旨にも排出基準の内容を盛り込んだものでございます。委員及び専門委員につきましては、水質総量規制部会と同様に、水質汚濁の原因となる工程や排水処理技術、あるいは海域の水質汚濁のメカニズム等にご造詣の深い各先生方にお願いしたいと考えております。

なお、参考までに、次ページ以降に現在の部会の運営要領及び委員の名簿を示しております。

以上でございます。

相賀会長 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。——ございませんでしょうか。

それでは、特ないようござりますので、当審議会の水質総量規制部会を廃止する、それにかわりまして水質規制部会を設置する、その組織、運営に関する規定を原案のと

おり定めることにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

特にご異議ないということで、同部会を設置し、その組織、運営に関する規定を原案のとおり定めさせていただきます。

それから、部会に属する委員、専門委員並びに部会長についてでございますが、大阪府環境審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして、会長が指名することになっております。そこで、先ほどの資料2の参考にあります水質総量規制部会と同じ委員——部会長として近藤先生、そして西山先生、以上が環境審議会の委員であります、そのほかに小田先生、細田先生、村岡先生、以上環境審議会の専門委員3名、合計5名の方にお願いするということで、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それから、この部会の会議の公開についてであります、水質総量規制部会と同じく、会議を公開することにしてよろしうござりますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、この部会の会議は公開とさせていただきます。

次に、議事の3に移らせていただきます。新環境総合計画部会の報告についてでございます。

昨年8月に知事から、新しい環境総合計画の策定にあたりまして、長期的な目標あるいは施策の展開についての考え方など、基本的な事項につきまして諮問を受けました。本審議会では、その答申案を検討するために、学識経験の豊かな委員の方々で構成します新環境総合計画部会を設置しまして、検討をしていただくことにいたしました。その後、私が審議会条例に基づき、お隣の前田部会長をはじめ部会の委員と専門委員の方々を指名させていただきまして、鋭意ご検討いただき、前回の審議会では中間報告をいただきました。

本日は、部会の報告に基づき議論をいただきまして、その後、部会報告の取り扱い、審議会の答申をどうするかということについて審議いたしたいと思っております。

それでは、資料の「新しい環境総合計画策定にあたっての基本的な考え方について」の部会における検討結果の最終報告を、前田部会長からよろしくお願ひ申し上げます。

前田部会長 新環境総合計画部会の部会長を務めさせていただいております前田でございます。

会長のお話にもございましたように、知事から諮問を受けました「環境基本条例に基づく環境総合計画について」の基本的事項について部会において鋭意検討を行い、最終

的な取りまとめを行いましたので、部会での検討経過及び検討結果をご報告いたします。一部は前回の審議会において報告させていただいておりますが、本日は、それらについても重ねて報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料の最後の32、33ページに、参考資料といたしまして審議経過を添付いたしておりますが、部会では、知事から諮問のありました計画策定にあたっての長期的な目標や施策の展開についての考え方など、基本的な事項について専門的な見地から答申案の検討を行うため、第3回部会での府民意見の発表を含め部会を5回開催し、3月に開催されました前回の審議会において中間報告を行い、その後の2回の部会において、審議会からいただきましたご意見への考え方、中間報告について改めて吟味いたしました。さらに、府民、事業者、民間団体、行政などの各主体の環境配慮の取り組み方向についてさらに検討を重ね、最終的に報告を取りまとめました。

では、お手元の資料「新環境総合計画策定にあたっての基本的な考え方について」の部会報告の概要を説明させていただきます。

この報告の構成につきましては、資料の目次に示しております。2枚おめくりください。「計画の基本理念」、「計画の枠組み」、「長期的な目標と実現の方途」、「施策の展開」、「計画の効果的な推進」、「各主体の取り組み方向」として取りまとめております。Vの「計画の効果的な推進」、25ページまで下線を引いた部分がございます。それは、前回の中間報告から追加、変更した箇所でございまして、主として表現をわかりやすくしたり、もう一步踏み込んだ表現としたものでございます。VIの「各主体の取り組み方向」、26ページ以後は、中間報告に追加いたしたものでございます。

さて、1ページの「I 計画の基本理念」であります。まず、21世紀に残した環境上の「負の遺産」の認識と、再び繰り返してはならないことを教訓として、「負の遺産」の解決に向けた取り組みを始めることが必要であることを示しております。

また、21世紀も持続的発展が可能な社会にするためには、最適生産・最適消費・最少廃棄型の経済社会システムへ変革した社会を目指す必要性があること、そのため、循環という視点が経済社会システムに確実に組み込まれていることが不可欠であるとの考えを示しております。

さらに、循環型社会の構築に向けての手立てとして、価値観の変革とパートナーシップの構築を挙げており、私たちの価値観を共生や自律などを規範とした「環境倫理」を基礎としたものに変革することや、社会を構成するすべての主体が公平な役割分担のも

と、パートナーシップをもって積極的に実践活動に参加することが必要であると説明いたしております。

なお、新たな計画の策定にあたっては、単に大阪府の行政計画という位置づけにとどまらず、すべての主体の行動指針として示すことが必要であり、地域としての自律性や大阪府が全国の先導的な役割を果たす施策展開を図り、もって持続的発展が可能な都市に再生しなければならないことを基本的な理念といたしております。

次に、3ページの「Ⅱ 計画の枠組み」でございますが、そこでは、環境基本条例との関係や計画の期間、計画の対象地域、環境の範囲の考え方を記述いたしております。

4ページの「Ⅲ 長期的な目標と実現の方途」につきましては、5ページに4つの基本方向の関係を、それから6ページにはその体系図を掲げておりますが、長期的な目標は、おおむね2025年を目途に、良好で快適な環境を享受できる「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることとし、3つの大阪の望ましい環境像を挙げております。また、実現の方途でございますが、府民の視点に立って、環境と人とのかかわり合いを中心に、体系的にわかりやすく示し、4つの基本方向により施策の展開を図ることが望ましいといたしております。

その1つ目は、「循環」をキーワードとし、社会システム全体及び地球規模の環境を視野に入れまして、「持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現」。2つ目は、府民から寄せられた意見をも踏まえまして、「健康」をキーワードとし、「環境への負荷が少ない健康的で安心な暮らしの確保」。3つ目は、「共生・魅力」をキーワードとし、豊かさや安らぎを実感する環境を視野に入れて、大阪の魅力づくりの一つとして、「豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現」。4つ目は、「参加」をキーワードとし、目標の達成に向けて、「全ての主体が積極的に参加し行動する社会の実現」。以上、4つの基本方向でございます。

次に、7ページ以降にございます「Ⅳ 施策の展開」につきましては、長期的な目標を実現するために必要な具体的な施策のあり方を示しております。

「1. 基本となる視点」でございますが、施策の展開においては、本計画の期間とした2010年度を中期的な目標達成年とするとともに、現計画においてその達成状況が芳しくなかった項目を中心に、短期的な目標を設定するとともに、計画自体の見直しができるようにしておく必要性を提言しております。

また、「2. 目標設定のあり方」については、可能な限り数値目標を掲げ、わかりや

すぐすることとし、「3. 施策展開の方向」については、先ほどの4つの基本方向に基づく施策展開と、取り組みの先取りや、目標達成が困難であるとか大幅におくれる事項については、それらの原因を明らかにし、具体的な目標及び施策に反映させることが重要であるとしております。

8ページには、施策の体系を図示してございます。9ページ以降に、具体的に基本方向に沿って、施策の展開に当たって留意すべき事項としまして、「循環」という基本方向で5項目、「健康」という基本方向で8項目、「共生・魅力」という基本方向で6項目、「参加」という基本方向で7項目、トータルで26項目を示させていただいております。これらの内容につきましては、時間の関係もありますので、割愛させていただきます。

次に、24ページの「V 計画の効果的な推進」でございます。

「1. 基本となる視点」では、本計画の推進過程においては、環境をめぐる社会変化に対応できるよう短期的に計画自体を見直すことができるシステムであることとし、

「2. 計画推進の方策」については、これまでも基本条例に基づく計画の進行管理が行われておりますが、今後の課題としては、本計画の目標達成をより確実なものとするために、これにあわせましてP D C Aサイクルによる手法など、新たな進行管理・点検評価システムの検討と導入が必要であることを掲げております。それから、各種施策の連携ということで、大阪府は、部局の枠組みを越えた相互の連携を図り、総合的視野に立って施策を推進するよう、環境部門の体制強化とともに、国や近隣府県、府内市町村との連携や府の率先実行について求めております。

最後に、26ページ、「VI 各主体の取り組み方向」でございます。ここでの内容は、さきに申し上げましたように、中間報告に加わった部分でございます。

「1. 基本となる視点」では、汚染者負担の考え方により、各主体が責任ある行動をとることが基本であり、時には痛みを分かち合わなければならぬことへの理解を得る必要がある。また、府民の意識改革とともに、実践を促す方策について条例の整備も視野に入れて検討することが必要であるということにも触れております。

「2. 各主体の役割と責務」については、府民、事業者、民間団体、市町村、そして大阪府それぞれについて、計画策定において具体的な行動指針として示すべき基本的な内容を提言しております。各主体ごとのポイントとしては、府民については、環境への負荷の少ないライフスタイルへ変革するとともに、環境保全活動等に積極的に参加する

こと。事業者は、製品が廃棄物になった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方方に立って行動すること。民間団体は、府民、事業者、行政等の各主体をつなぐ橋渡し役としての役割を担うこと。市町村は、地域に密着した施策を開発するとともに、みずから環境の保全と創造に関する取り組みを率先実行すること。府は、環境施策を効果的に実施するとともに、各主体の活動の支援及び連携と協働の確保に努めること、などございます。

28ページの「3. 各主体の連携と協働」につきましては、地域としての自律性のある協働社会の構築に向けた取り組みの自覚とパートナーシップをもって協働して取り組むための4つの基本的要件を示しております。

以上が報告の概要でございます。

次に、前回、この審議会において、部会の中間報告に対してちょうどいいましたご意見について、部会においてその考え方を議論いたしました。当日の審議会の席では十分にはお答えできなかったものについて、ここで、部会としての考え方をご説明させていただきます。

まず、本報告に府民の環境権を明記すべきではないかというご意見がございましたが、大阪府環境基本条例の前文において、良好で快適な環境を享受することは府民の基本的な権利であるとうたわれております。これは、平成5年に、この審議会の前身である公害対策審議会の「条例のあり方について」の答申に基づき、基本条例で定められたものでございまして、この基本条例に基づく環境総合計画は、この考え方方に立って策定されるものでありますので、改めて部会報告に掲げてはいない次第でございます。

次に、計画の基本理念で、企業や行政の責任を明確にすべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、1ページの「『負の遺産』の解決」のところで、経済的な利益や利便性を優先させた結果、ここでいう負の遺産を出現させてしまい、環境対策がおくれたり十分でなかったことによって、それが現在にまで残ってしまったことを述べ、これらのことと教訓とすべきであると指摘しております。また、各主体の役割と責任については、26ページ以降の「VI 各主体の取り組み方向」で、それぞれ基本的な考え方を示しているところでございます。

次に、中間報告の4ページ及び20ページなどで記述しております「環境配慮規範」という言葉でございますが、わかりにくいとのご指摘がございましたし、また、この計画では、具体的な各主体の行動指針とする方が理解しやすいとの意見が部会でもござい

まして、検討させていただきました結果、そのように改めさせていただいております。

次に、12ページのところで、交通需要マネジメントによる自動車公害対策のように、府民にある程度強制するような取り組みが必要ではないかというご意見につきましては、「計画の基本理念」などで、府民に環境配慮を徹底してもらうためには、意識改革や価値観の変革とともに、府民をはじめとする社会を構成するすべての主体が公平な役割分担のもと、取り組んでいかなければならぬとしております。また、26ページの「各主体の取り組み方向」の「基本となる視点」で、時には痛みを分かち合わなければならぬことがあることを広く府民等に周知し、理解を得ることも必要であるとしております。さらに、効果的な取り組みの推進につきましては、具体的な施策レベルで調整し、検討すべき課題である、このように考えております。

次に、13ページ、「②廃棄物の適正処理」の中で、最終処分場について、住民の理解を得ながらその確保について検討する必要があるという記述があり、一方で、同じページの「④水環境の保全」のところで、大阪湾の埋め立ての抑制を盛り込んでおりますが、その辺の考え方をどのように整理するのかとのご意見がございました。これにつきましては、9ページで記述しておりますように、廃棄物については減量化、リサイクルを推進することが基本であり、最終的に処理されなければならない廃棄物の適正な処分を行うために最終処分場の確保を検討する必要がある、このように考えております。他方、水環境の保全につきましては、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨を踏まえ、大阪湾の埋め立ての抑制を掲げております。最終処分場を大阪湾の埋め立てによって確保することについては、内陸部における最終処分場の設置が困難となっている状況を踏まえますと、この特別措置法との整合性を確保することを前提として、具体的な施策の中で検討すべき課題である、このように考えております。

以上が、部会の最終報告の内容と、前回の審議会でちょうどいいましたご意見への部会の考え方でございます。

なお、部会といたしましては、この報告に述べております考え方へ沿って新しい環境総合計画が策定され、具体的な施策が決定されるとともに、それらが十分な財政的裏づけをもって実施されることを強く期待いたしております。

大変長くなってしまった申しわけございませんでしたが、これで説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

相賀会長　　ありがとうございました。ただいま前田部会長より、部会の検討結果の最終

報告がありましたが、部会の委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、7回の部会の開催や、積極的な府民意見の聴取を行っていただきまして、それらをうまく取り込んでいただいておりまして、本当にありがとうございました。

報告をいただきました内容は、私としましても、環境問題についての姿勢としての基本理念をはじめとしまして、4つの基本方向への整理、進行管理・点検評価システムなど、まことに充実した内容でまとめられていると思っております。また、すべての主体のより具体的な取り組み方向につきましても、中間報告後に議論を深められ、さらに提言いただいていることにつきましても、非常に大事な提言をまとめていただいたと理解し、感謝しております。

それでは、先ほどご報告いただきました部会の報告についてでございますが、その取り扱い、答申をどうするかということについては後ほどお諮りすることにいたしまして、ただいまのご報告の内容につきまして、何かご質問、あるいはご意見等がございましたら、伺いたいと思います。前回の審議会において、中間報告の際にもご意見を伺っておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

西口委員 私、弁護士の西口ですが、大阪弁護士会の方で、前回の中間報告に対して意見をまとめました。小回りがきかない団体で、6月19日にやっと意見として取りまとめて、本来なら各委員に事前にお配りしようと思っていたんですが、本日、とりあえず大阪弁護士会の意見という形で配らせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

相賀会長 6月21日付で弁護士会からいただいたご意見ですね。どうぞお配りください。

西口委員 これについて、若干のコメントをさせていただきたいと思います。全体としての中間報告の基本姿勢は、弁護士会としても別に反対しているわけではありません。ただ、もう少しこういう点まで突っ込んでいただければとか、ここまで踏み込んでいただければという視点が主たる内容になっております。

まず、意見書の3ページ、計画全体については、基本的な観点としては結構なことだと思っているんですが、そこまで言われるのであれば、環境最優先ということを基本理念にしていただければというのが一つの意見です。

それから、今、各地で公共事業が非常に問題になっておりまして、その見直しということが言われております。大阪府独自の公共事業もかなりあるわけで、環境保全の意味から見直しを検討すべきというような趣旨のことも入れていただければと考えております。

す。

環境総合計画というものに対しては、過去、何回か弁護士会も意見を出しているのですが、例えば大気汚染など、環境目標がなかなか実現できていないことがたくさんあります。どうして実現できていないのかというところを分析していただき、問題点を指摘していただきて、それに対する解決策という対応関係みたいなものがあれば、もっとよかったですのではないかと考えております。

財政的な問題も、もちろん重要だと思っていまして、6ページに「戦略アセス」というものを挙げております。これも報告書には触れてあるんですが、いつまでに手続をすべきであるとか、できればその辺の具体的なスケジュールまで踏み込んでいただきたいというのが基本的な意見としてあります。

住民参加については、前回の中間報告書には何も書いてなかったので、特に力を入れて書いたつもりですが、今回は最後の方に若干触れられております。弁護士会としては、住民参加、特にN G Oの役割、その支援というものが必要になってくるのではないかという考え方を持っております。

それから、これは基本方針に書かれていると思うんですが、大阪府の環境問題で特に問題になってくるのは大気汚染と廃棄物です。廃棄物で具体的に問題になってくるのは、やはりフェニックス計画だと思っております。減量化、リサイクルすることによって、その具体的な成果は、広域的な大阪湾の埋め立てが現実には必要でなくなるという形になってあらわれてくるだろうと思っているんです。そういう意味で、もう少し発生抑制ということを強調していただきたい。確かに、今回の報告の最後の方には拡大生産者責任の規定がありまして、それまではほとんど書かれてなかったことが書かれていることは評価しております。しかし、もう少し発生抑制というものを中心にして考えていただいて、大阪湾の埋め立てをなくす、大阪湾の埋め立てを禁止することが重要ではないかと思っております。なぜかといいますと、埋め立てができるんだということになると、なかなか発生抑制にいかないのではないか。埋め立てが難しい、できないんだということになれば、より真剣に取り組むのではないかという考え方です。今すぐには無理かもしれませんのが、将来的には禁止することを入れていただきたいという基本的な考え方を持っております。

健康被害で一番問題になっているのは、やはり大気汚染、特に自動車だと思っております。これがなかなか環境基準を達成できない状況にあるわけで、そのところを何と

か達成できるようにする方法をもう少し強い調子で言っていただいた方がいいのではないか。東京都の石原知事がディーゼル自動車の規制などを打ち出しておられますので、弁護士会としては、健康被害を防ぐ意味から、ぜひ環境基準達成年度まで明示していただきたいという基本的な考え方を持っております。

そのほかにもいろいろ書いておりますが、あとは参考していただければと思っております。

相賀会長 弁護士会からの貴重なご意見をいただきましたが、前田部会長、何かござりますでしょうか。

前田部会長 私、ご意見の書面をしっかりと読ませていただくだけの時間的な余裕がございませんでしたので、十分なお答えができるかどうか心もとないのですが、部会の報告にございます考え方についてだけ説明をさせていただきます。

まず、基本理念に関連したことでございますが、大阪府の環境基本条例は、ご承知のように、豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために環境総合計画を策定することをうたっております。知事は、その策定に当たって、基本となる事項についての考え方を当審議会に諮問されたわけでございますが、部会報告は一步踏み込みまして、「持続的発展が可能な社会の実現」を目指すことを基本的な考え方とし、しかも「負の遺産」についての反省をも含めて、計画とその先にある具体的施策が、豊かな環境の保全と創造のために、どのような考え方立って、どのような内容のものでなければならないかを示しております。「環境保全の最優先」という表現は、この報告の中では明示的には用いておりませんけれども、部会報告はどの部分をとってもみましても環境重視の考え方方に貫かれている、私はそのように理解しております。

また、大阪21世紀の総合計画との関係でございますが、環境総合計画とこの計画の間には、対立的な関係ではなくて、2つの集合の共通部分、共通の解が見つけられるような関係がなければならない、そのように考えております。部会報告は、2つの計画が整合的でなければならないことを幾つかの箇所で述べておりますが、整合的であるためのキーワードは、「持続的発展が可能な社会の実現」であろうと考えます。なお、部会報告の24ページには、大阪府がどのように施策を展開されるべきであるかを述べております。

それから、弁護士会からの意見書では、先ほどのお話の中にもございましたように、幾つかの重要な問題について具体的な施策を述べておられます。傾聴させていただかな

ければならないご意見が多数あるように思います。部会報告には具体的施策自体は含んでおりませんが、それは、そこまで踏み込みますと諮問の範囲を超てしまうと考えたからでございます。弁護士会のご意見も、具体的施策にかかわる部分については、府において計画策定の段階で十分に考慮されることが適切ではなかろうか、これは私見でございますが、そのように思っております。

相賀会長 これは会長としてというより個人的なコメントと理解していただいた方がよろしいかと思いますが、私、ちょっとつけ加えさせていただきます。

これは、新しい環境総合計画作成の基本的な考え方、ファンダメンタルなところをどうするかというところに一番ポイントがあるわけですね。弁護士会がおっしゃっていることは、それをベースにして、もう少し具体的な、例えば大気汚染についていろんなことがあるじゃないか、あるいは廃棄物処理についていろんなことがあるじゃないか、東京都の事例も現実にあるじゃないか、そういうところに踏み込んだらどうだという受け取り方をしたんですが、それはこの基本的な考え方沿って現実的な施策で反映させていただきましょうという、そういうスタンスではぐあい悪いでしょうか。

西口委員 その辺は、委員の皆さんに審議していただいたらいいと思っているんですが。

というのは、過去の計画に関して弁護士会としてずっと意見を出してきているんですけども、なかなか達成されない部分がある。だから、総合計画の段階から、ある程度具体的な基準というか、そこまで設定しないと、なかなか達成されないんではないかという考え方を持っているんです。大気汚染も長年言われていながらできませんし、減量化も明確な形ではなかなか進んでこない。この諮問の趣旨はわかっているんですけども、もう少しそこまで踏み込まないと、本当には環境保全が達成できないのではないかという意見で出させてもらっているんです。

相賀会長 ご趣旨はよく理解できるんですが、環境問題を解決するための新しい技術の発展も急速に進んでいる。特に排ガスについては、ディーゼルをやめて、例えば燃料電池をベースにした自動車に切りかえようということももう夢でなくなってきたい時代にも入りかかっている。廃棄物のリサイクルにつきましても、いろんな新しいことが試みられている時代もある。その辺の現状、あるいはこれから実行できる話も十分取り入れてもらって、弁護士会でおっしゃっているようなことを施策に本当にまじめに反映していただくという、そういうことでいかがでしょう。

西口委員 それは、委員の皆さんに考えていただいたら結構だと思っております。私の

個人的な見解としては、個々具体的な施策についてはその都度意見を言っていくつもりでおりますけれども、できればそういう考え方について審議していただいて、皆さんの意見を聞きたいと思っているんです。

小谷委員 今、部会長からご説明をいただきまして、私も前回の中間報告のときに意見を言わせていただきましたので、その件についてご検討もいただいたというご報告がありました。そのことも含めまして、部会の皆さんには、全体として、この間、時間をかけてまとめられたご努力につきましては心から敬意を表します。その上に立ちまして、基本的な考え方という大事なところですので、前回とダブることもあるかもしれませんけれども、少しまとめてきましたので、もう一度意見を述べさせていただきたいと思います。

中間報告が出されましたときに、私は4点について提案させていただきました。その際の指摘の基本的な考え方の第1は、先ほど部会長からもご報告いただきました府民の良好で快適な環境を享受する権利、環境権を掲げること。2つ目には、それを守るために達成すべき大気汚染、廃棄物、自然と緑、騒音などの具体的数値目標を上げること。3つ目には、それを達成するために行政と企業の責任を明記すること。そして4番目に、府民参加を貫くこと、ということを挙げさせていただきました。

今回の計画の考え方の特徴は、府民、事業者、民間団体、行政の順にそれぞれが公平な役割分担のもとで協働していくところが強調されていると思います。循環型社会においては、もちろん府民の努力や、それに対する啓蒙、民間団体の皆さんの参加が必要になると思います。しかし、私は、今回の報告書の一つの問題点といえば問題点になると思うんですが、公害防止と環境保全の取り組みについて、企業と行政の責任というものと一般府民を同列視して並べて書くことについては、やはり問題があるのではないかと思います。

企業というのは、生産、流通、消費の全過程において社会的影響力があり、環境保全のために守らなければならない社会的な責務がありますし、その厳格な自覚と責任において、環境への負荷を及ぼさない取り組みが常に要求されます。例えば、先ほども大気汚染の問題が出ましたが、大阪の児童生徒の健康状態を見ますと、前回も言いましたように、旧公害指定地域で医療費助成を受けている15歳以下の児童がこの10年間で4倍にもふえており、それが大体3万人になっているという状況です。また、旧指定地域以外の地域でも、ぜんそくの疾患を持つ子供たちの数がどんどん広がっておりまして、

学校保健法によって行われている健康診断でそれは明らかになっています。1977年から96年までに、小学生は男女ともに3倍以上にふえています。中学校男子では4.5倍ですし、高校生男子では7.3倍にも広がっているということは、本当に待ったなしの対策をとらないといけない状況だと思います。

こうした対策も、今回のまとめの中には専門の立場からどれも触れていただいていると思うんですけども、自動車走行量のうち事業所系の自動車が大きな割合を示していることははっきりしますし、それに対して、例えばディーゼル車の排気ガスの抑制導入についても、零細企業の自動車に対しきなりそのことだけをしても、経済的負担の問題から、行政が支援しなければ抜本的な対策にならないということも明らかになってきているんです。

行政というのは、地方自治法に基づいて、個人や団体にできない府民の安全や健康や福祉を守るという責務と権限がありますし、そのために必要であれば条例を制定し、環境に及ぼす負荷などを規制することができます。今回、それぞれの主体の役割の中でも、条例をつくることができるというのがあります。それは府民への条例制定という形で書いていると思うんですけども、権限や資力のない府民や民間団体と、それぞれに役割・責務のある行政、企業を同列の扱いで「参加と協働」として位置づけていることは、企業や行政の責任を軽視したり免責することにつながるのではないかという心配があります。

さらに、大阪の自然環境保全については、これも前回申し上げましたが、大阪府内の森林は10年間で1,400ha余り減りまして、全体の森林率が30%になっているというのも全国最低の状況であると言わなければなりません。地球温暖化防止のために、今、森林の保護、育成が強く求められています。ところが、府は、国際文化公園都市とか水と緑の健康都市開発の対象区域で山林・原野が90%を超えていたり合計約1,000ha、これは大阪市の北区と同じぐらいの面積になるようですが、この2つの開発を今進められていて、緑が全国でも最低水準の大坂の最大な環境破壊行為につながっていくと思います。一部、オオタカの営巣の発見で見直されたということもありますけれども、環境破壊をなくす立場からも、こういったことをきっぱりと中止する、あわせて巨大開発、乱開発の抑制をするということを、やっぱり審議会の名前で明記していただきたい、求めていただきたいと思います。

あわせて、大阪湾というか、埋め立ての問題ですが、今、関西空港の2つめの空港島、

530haの埋め立てが進んでおります。1期島はともかく、2つめの空港島については、大阪湾は埋め立てをしないという瀬戸内法の原則からいいましても、大阪湾の生態系保護の立場からも、また外国の航空会社協議会が2年にわたって2期島の埋め立てに対して意見を述べているということも含めて、これ以上の埋め立ては中止してほしいと考えます。

これまで、多くが破壊されてきた、また府民が健康被害に遭ってきた、そういう環境破壊の大きな比重を大型開発が占めていたと言わざるを得ません。12ページに、「環境保全目標の達成状況は項目によっては不十分なものがあることから、引き続きその目標の達成に向けて、各種施策を有機的かつ効果的に連携させ、環境の負荷を少なくし、すべての府民が健康的で安全な生活を享受できる環境を確保していかなければならない」と書いておられます、やはりそこで達成できなかった原因というものを、一応書いているというふうにお示しいただいたんですけれども、もう少し具体的に明らかにしていただきたい、今後こうした問題解決を図っていくことを文章で明記していただきたいと思うんです。大型開発優先の行政とか企業の責任を明記することがまず先決ではないかと思いますし、原則として、これ以上森林開発だとか埋め立ては禁止するということを明記していただきたいと思います。

20世紀の「負の遺産」と言うのでしたら、企業と行政が一緒になって進めた野放図な開発優先、利益優先で起こった環境破壊を国や行政が見過ごしてきた構図、これがやっぱり環境破壊に大きな原因をもたらしていたと思います。これを反省し正していくかなければ、21世紀に「持続的発展が可能な社会」にすることを目標に掲げても、困難になるのではないかと思います。将来にわたって環境に悪い影響を与えることのないような企業モラル、それから行政や国がこうした問題を取り締まるというところを基本的な理念に入れていただくことを強く申し上げたいと思います。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、今後の計画を具体化するにあたりまして、この点をもう少し強調していただきたい、実効性のあるそれぞれの目標を立てていただきたいと思います。よろしくお願いします。

前田部会長 行政、企業、府民、民間団体、並べて書いておりますが、部会報告は、それぞれすべてを同列に扱っているわけでもなければ、同じような、あるいは同質の責務を負ってくださいと言っているつもりはございませんで、それが違ったといいますか、当然負わなければならぬ、あるいは負うことがふさわしい責務を指摘している、

そのようにお考えいただきたいと思います。

それから、弁護士会のご意見も、今的小谷委員のご意見も、この審議会の答申を受けての環境総合計画、あるいは具体的な施策というものの中ではっきり示されることがふさわしいようなご意見ではなかろうかという気が私はしております。私はこのように考えているんですが、きょうご出席いただいております部会の委員の先生方で何かございましたら……。

井田委員 この審議会では、新しい環境総合計画策定にあたっての基本的な考え方を審議することが目的だったと思うんですが、そんな考え方は抽象的で美辞麗句が並べてあるだけではないかという危惧を感じておられるんだろうと思います。

ただ、私が今いろんなお話を聞きしたり、あるいは意見書は今見せていただいただけなので十二分に読むことは難しいんですけれども、これら全部を見ていますと、はっきり言って、私たちの知識をもってしても、具体的に施策に踏み込んだこのような内容を網羅することはとてもできない話ではないかと思います。

というのは何を言っているかといいますと、例えば小谷委員から森林率の話が出ましたが、私、もとは大阪女子大学で、今は桃山学院大学で、科学と技術とか自然環境論の講義をここ10年近くやっておりまして、次から次から出てくる情報を整理していくのに、何でこんなテーマをライフワークにしたのかと思うぐらい、日進月歩だったらしいんですけども、変化が激しいです。だから、森林の問題にしても、数値が私の理解と小谷委員の理解とはちょっと違うんじゃないかなという感じもしたんですが、そのように分野が変わると、そしてどのくらい深く自分が情報を消化吸収しているかによって、かなり変わってくるんじゃないかと思うことがたくさんあります。そのところを危惧しましたので、24ページの「各種施策の連携」というところを見ていただくと、「横断的な課題についても部局の枠組みを越えた相互の連携を図り、総合的視野に立って施策が推進されるよう、環境部門の体制を強化する必要がある」にアンダーラインが引かれていますが、何回かみんなで修正に修正を加えてここまでたどり着いているわけで、それがどのような言葉の中にはあると思います。

エネルギーの問題についても、太陽光発電とか風力発電等々、もっともっといろいろなものが出てきていますし、公害に対しては大気の部門が大阪府の部局の中にもありますし、大気汚染だけをもってしてもものすごく大きな問題だろうと思います。いろんなことを考えて大阪弁護士会が書いてくださっている意見書は、ここまで仕上げるのに払

われた努力と表現力に対してものすごく敬意を表するんですけれども、それでもまだ、恐らくそれぞれの部局が専門的に読むと、必ずしも環境問題に関して十二分とは言えないのかもしれないんじゃないかと思うのです。

例えば有害化学物質については、「沈黙の春」のレイチェル・カーソンにしても、「奪われし未来」のシア・コルボーンにしても取り組んで環境保全に対してリーダーシップをとってきた問題ですが、例えば弁護士会の意見書の12ページにあるように「環境ホルモン等有害化学物質」といっても、きょう排水基準にはう素等が追加されたという事実から考えましても、一体環境ホルモンとはどこからどこまでを言うのか、有害化学物質ってどこからどこまでを言うのかという問題があります。また、環境基準ができたらいいといっても、環境基準そのものが、我々が守る可能性のある範囲に設定しているという側面もあれば、あるものについては理想を追求し得ていて、それを出している場合もあります。一例をあげると、有害化学物質をたくさんためこんでいるから、食料にしない方がいいという感じで魚を見る国際的な流れがあります。でも、それがいえるのは、日本人のようには魚を食べない外国であればこそその話であって、では肉が全く安全かといえばそうでもない。我々の体内にも、環境ホルモンらしき物質は既にお互いにみんなため込んでいるということもあります。だから、この項目一つをとってもみても、どこまで専門的に追求したかということが大きな問題になると思うんです。

こういうことを注意してほしいということは、これから大阪府が環境総合計画を策定されてくる中に、自分の思ったこと、私たちが生きていくのに必要なことを必ず守っているかどうかという観点から、こんな施策は絶対入れてほしいというものがあれば提言し続けていかねばならないと思います。ただ、施策にとっては、「基本的な考え方」は序章のようなものに当たるのではないかと思います。基本的な考えの中に小谷委員とか弁護士会が出しているらっしゃるかなり具体的なものを入れてみたところで入り切らないし、提案されている項目すべてを入れただけで十分なものでは決してないような気がするんです。

やはり「基本的な考え方」というのは、かなり思想的なもの、思想と言ったらいけないとしたら、理念的なものであるのではないかという感じで受けとめています。でも、こういう策定に関する意見書とか、いただいた意見というのは、部会のメンバーの一人として、すごく大切な意見をいっぱいいただいたと思います。私たちは、みんな一緒に府民の一人として、どのような計画が策定されていくかを見ていくとともに、大阪

府がインターネットなどで府民の意見を受け入れる、あるいは意見書を出す場所というのは当然出てくると思いますので、そこで手を抜くことなく、意見があれば申し出していくよう努力しなければならない、こんなふうに思っています。

西山委員　　この策定にあたった委員の一人の西山です。今までいろいろお話を伺いましたが、今回の報告について重要なポイントを少しお話したいと思います。

一つは、今、情報公開がいろんな大阪府の委員会において設けられておりまして、これについても府民のご意見をお伺いしたことが2回ございます。今後、すべてにおきまして、情報公開というもののラインにのっとって、これらがどのように進んでいっているのかを常に監視をする、そしてこれらの目的がどの程度達成されているか、常に評価する、そういうことが大きくうたわれているというところが非常に大きなポイントだと思います。社会の現状あるいは情勢変化に合わせて、どのように修正していくのかといふことは、5年、10年、25年という短期、中期、長期というところで柔軟に対応できるものであるというのも、今回の大きな特徴だと思います。

ですから、今、具体的な数値目標も重要な問題にはなってくると思いますが、それについては、それぞれの部局等で具体的に行政の現実的な路線で考えていくときに十二分に反映してもらう、逆に、反映していかないと、この案を出した手前、それでは困るという強いプレッシャーを大阪府にかけていけるということも、今回の策定にあっての一つの姿勢です。

今、井田委員やお2人の方も含めていろいろな提言がありましたが、行政の施策に当たって、ぜひそれを強く考えに入れてやっていただきたい、我々のこうした案も十二分にくんでいただきたいということを強く希望します。

抽象的でありましたけれども、具体的なところは案にいろいろ入っておりますので、見ていただければと思います。

鈴木委員　　きょう、弁護士会のご意見を部会委員としてもはじめて見たわけですが、これはいつ、弁護士会から出されたんですか。この前の部会は6月11日になりましたが、そのとき、この弁護士会の意見書というのはその場では出されなかったわけです。

相賀会長　　これは21日に出ているんです。

鈴木委員　　今月のですか。じゃ、これはどうしようもないということですね。

そういうことで、今急にこれを検討せいと言われてもどうしようもなく、先ほどほかの部会の委員の先生がおっしゃったように、ここに組み込まれている考え方をぜひ、今

後の行政の方で十分反映させていただきたいという希望だけ申し上げておきます。

増田委員 部会委員の一人として言いますと、先ほども部会長から話があったように、我々の部会は、新しい環境総合計画を策定するのではなくて、新しい環境総合計画を策定するにあたって、どういう基本的なスタンスで行政に取り組んでいただいたらいいかというようなことを中心に議論を進めてきたわけです。したがって、きょういただいた意見も非常に重要な部分があつたり、我々自身も考えないといけない部分がたくさんあるわけですけれども、具体的数値以外の基本的な考え方というのは、先ほどの弁護士会からいただいた話、あるいは小谷さんからいただいた話もかなり含まれているだろうと思います。

したがって、これから総合計画を立てるときには、きょう答申としてつくりました基本的な考え方を横に置いて、各々の部局が政策を立てるに当たってこの基本的な考え方がどのように受けられて施策が展開しているのか、それがかなり対照できるような形でつくっていただければ、十分にチェックができるのではないか。

それと同時に、きょういただいている意見書の中で、具体的数値等々は総合計画の中で書くべき話だと思いますので、そのあたりとの整合性もチェックをしていく、そういうスタンスで取り組んでいただければなというのが部会委員の一員としての意見です。

相賀会長 そのほか、ご意見がございましたら……。

弁護士会から出た意見書、あるいは小谷委員から提言されたことについては、どちらかというと、この報告書に盛り込んであることをベースにして、それぞれの項目について具体的に施策を考えるときに十分配慮していただくということで、よろしいでしょうか。そういう取り扱いで、西口先生、ちょっと足らないでしょうか。

西口委員 私は、この審議会の答申として、皆さんが高いとおっしゃればそれでいいと思うんですけども、本当に考えていただきたいことは、今まで何回か出ている計画で、特に大気汚染などは毎回達成目標を出していながら、一向に達成できない、この基本的な原因は一体何なのかということなんです。今回、これを取り入れることによって、本当にそういう目標が達成できるのか、これが一番試されているのだろうと思っているんです。

抽象的な基本理念としてとにかく答申を上げるんだ、それで環境総合計画をつくっていただくんだということ、それはそれで構わないです。いろいろな考え方の中で、私も若干疑問に思うようなところもあります。特に、小谷委員が言われました府の責任とい

うのはもう少しあるんじゃないかなと思っているんですが、基本的な考え方としては別にそんなに反対するということではありません。だけど、本当にこれが実施されて実効化していくか。そこが今まできちっとされてこなかったというところに一番疑問がありまして、こういう意見書を出させていただいて、少し皆さんに考えていただき、何かもう少し実効化できるようなものになればという趣旨なんです。あとは、皆さんの判断にお任せいたします。

小谷委員 4月から家電リサイクル法がスタートしまして、私もそのことで街の電器屋さんでいろいろお聞きしましたが、廃棄する家電の負担というのが今、全額、府民というか、消費者の方にかかるべきですね。循環型というから、そういう形をこれからつくっていかないといけませんけれども、冷蔵庫で4,000何ぼとか、運搬費も回収費用も消費者負担になっているんです。結局これが重くて、不法投棄なんかも出てるという状況です。まだ4月にスタートしたばかりで、3月末の駆け込みがあったから、4月、5月はあまり表には出でないようですけど、聞くところによれば、せっかくいいようにしようとしたのに、新たな不法投棄問題が出てしまうとか、そういうことが起きております。

循環型を進めていく場合も、また今回、これに基づいて具体化されていくときに、府が新たな条例をつくって、府民とともに時には痛みをというような言葉も入っていたんですが、家電の問題でしたら、私の意見としては、本来、廃棄する製品の回収、運搬の費用は全額公開してもらって、それをメーカーが持つ分、消費者が持つ分と、綿密に言えばそういう負担をしていくべきじゃないかなと思うんです。今は消費者負担の方に行っておりますが、これを売るときにちゃんとした価格を載せていくこともできるんじゃないかと思います。

これは法律の問題ですので、今どうこうということは言えないんですけども、そういった形で今後具体化されていくときに、府民にいろんな形で大きな負担が行ったり、メーカーや事業者がきちっと責任を持たないといけないのに、ともするとそれが全面的に府民に行ってしまうとか、そういうことを家電リサイクルのことを通じて思いますので、先ほどおっしゃっていただいたように大変心配なことが多いんです。そういう点につきましても、メーカーや行政がその辺を公平にきちっと見られることが大事だと思いますし、先ほど申し上げましたこれ以上の縁をなくす開発とか埋め立てについては、もちろんこの審議会は府知事の諮問を受けてということになりますけれども、一方では府

民の環境権を守る立場から、府の審議会として、こういうことを府に求めるということを言っていただいてもいいんじゃないかと思っております。

ですから、意見が結構出でておりますので、きょう直ちに答申とされることについては、文書で出された点もありますし、もう少し検討していただいてもいいんじゃないかと私は思います。

相賀会長 これは、「理念」と表題に書いてありますように、基本的な考え方についての報告を出すわけでありまして、それについてはそれほどのご異論はないような気がするんです。ただいま、具体的に、この辺が問題である、あるいは家電リサイクル等々についてこういうことが問題である、大気汚染について今までいろんなことをやってきたけれどもそれほど実効が上がらないではないかと、いろんなご意見があるわけですが、その辺のことは、これから本当に施策に反映させてほしいということを答申のときに直接知事に申し上げることも含めまして、この部会報告を審議会の最終報告とすることを認めていただきますと大変よろしいのですが。

坂本専門委員 消費者団体の立場で部会に参画させていただいて、感謝しています。

私ども専門委員の意見も随分取り入れていただいて、基本的な理念だというスタンスで十分論議もさせていただき、一定くみ入れていただいたというように思っております。ただ、きょう改めてこの審議会の場で委員各位のご意見を伺いまして、一消費者団体という視点で精いっぱい申し上げていたこともあります、やはり部分的な視点に終わっていたのではないかという点で、反省する面もかなりあります。このように意見書も用意されて、提出されるのがもう少し早ければと、改めて思った面もございます。

今、小谷委員の言われていた家電リサイクル法の話などは、まさに私ども消費者団体として非常に具体的な問題を改めて今感じているところで、あるいはリサイクル法そのものの問題などがあります、報告の中に例えば法制度の速やかな見直しというような言葉なども入れたらどうかという意見を申し上げた一人ではあります。最終的には部会長一任ということでお任せした結果、きょうに至っているわけですけれども、もしでき得るならば、具体的な部分を余りあれこれ入れるのは理念報告としては無理があろうかと思いますが、表現のところで、健康の部分とか、あるいは今の法制度が府民にもたらしている問題など、国に対してもっと速やかに具体的な見直しを求めねばならぬ部分はあるわですかから、もう少し強弱をつけられる部分は表現を見直すということもあってもいいんじゃないかというように、大変僭越ですが、一専門委員として改めて意見を持

ちましたので、申し上げます。

井田委員 今おっしゃったことをお互いに論議してたと思うんです。それで、先ほど西山さんも言われたと思うんですが、これは追跡調査をしていく。これをつくって、終わりではない。それから、先ほど私が言ったように、施策がどのように組み立てられるかを見ていくことになっているから、7ページで、2010年度を中期的な目標達成年とするけれども、そこまではうっておかないと、例えば2005年ごろの短期的な目標年を設けて、そこで見直しをするということが書かれています。リサイクル法はこの4月ですから、2001年です。短期的な目標でいえば、2005年には修正した新しい施策が出てくる可能性はある。それぐらいの時間はあってもいいんじゃないかな。ローカルに各市町村レベルで見たら、そんなに長いこと置いておいたらいけないかもしれないけれども、これは大阪府なので、府のレベルで見ると、私の感覚では、大阪は北の部分と南の部分でかなり違いがある。いいとか悪いとかじゃなくて、人間の考え方、文化とか、いろいろな点で違いがあるので、大阪府として見ていくのだったら、5年というのはあってもいいかなという感じがあります。

それから、24ページの「計画の進行管理・点検評価システム」のところに、「Plan・Do・Check・Action」というのが書いてあって、進行を管理していく、点検評価をしていくと。点数をつけたら終わりでなくて、導入を図るというのがあるので、これは理念ですから、今おっしゃったことに対しては、例えば具体に言ったらこんなことが物すごく心配だというのも、総括的、普遍的に表現したらこんな形になってくるのが常かなというように理解するんですが。

相賀会長 今おっしゃいましたように、プラン・ドゥ・チェック・アクションということをきちんと理念のレベルで書いていただいている。基本的な考え方の整理としては、これは非常によくできていると私は思います。そういうことで、さしあたって現実的にやらなくちゃいけないもの、リサイクル法というのは今始まったばかりでありますし、過渡期のトラブルを含めて、法体系そのものがあれでいいのか悪いのか、そんな具体的な話等々はいっぱい目の前にあるわけでありまして、こういう報告書の精神に基づいて、施行のレベル、あるいはこれから大阪府が対処してくださるレベルでその辺のところを本当にお願いしますということを私が知事に答申するときに申し上げるということで、承知していただけませんでしょうか。

前田部会長 報告の28ページの中ごろよりやや下の方に、国に対しては、必要に応じ国

の制度改革——この制度の中には法制度も含めてとご理解いただきたいんですが、それから財政上の措置等への要望とともに効果的な施策を提案していく、そういうことが大阪府の責務として重要であるということも述べておりますし、26ページには、真ん中よりやや上のところに、大阪府の条例の整備も視野に入れて検討していくことが必要であるという提言もいたしております。大阪府に対してはかなり踏み込んだ要求をしているというのが、この「基本的な考え方」の一つの特徴かと私は考えております。

相賀会長 私も十分読ませていただきましたが、全く部会長がおっしゃるとおりだと思っております。いかがでございましょうか、この部会報告をもって審議会の報告として知事に答申させてはいただきますけれども、きょういただきました大変貴重なご意見等は、まとめて整理して、こういう精神でちゃんとやってくださいと知事にお願いするということでよろしくございますでしょうか。そういう取り扱いにさせていただきますと、大変ありがたいんですが、よろしくございますか。

日下委員 今の会長の意見で結構かと思います。市町村でも、いろいろな総合計画をつくっておりますが、実際は実施計画というのも毎年やっております。ですから、これはあくまでも基本的な考え方ということで、先ほどご意見がありました森林開発、埋め立てをやめようというのは、理想的にはそうなればいいという思いがございますけれども、では実際に毎日出てくるごみをどう処理していくかという現実もございますし、そういう中で、家電リサイクル法も始まったばかりで、これから法律がどう変わっていくか、また状況がどう変わっていくかということもございます。そういうことも見ながら、基本的にはこうであるけれども、実際に運用していく面ではこういう現実的な問題があるということもこれから踏まえまして、委員の皆様の意見も聞いて、そして実施していくいただくということで、総合計画の基本的な考え方としてはこれで結構だと私は思いますので、よろしくお願ひいたします。

相賀会長 ありがとうございます。それでは、繰り返しになりますが、部会報告をもって審議会の報告として知事に答申をし、その答申のときに、今たくさんいただきました貴重なご意見をまとめることをまずご一任いただき、そしてまとめて知事にお話しさせていただきます。そういうことでよろしくございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、どうもありがとうございました。

続きまして、その他として、事務局より報告事項があるようですので、お願ひします。

事務局（岩崎室長） 環境指導室の岩崎でございます。ご審議いただいております第5次水質総量規制のその後の状況についてご報告を申し上げます。

本件につきましては、昨年8月3日に本審議会に諮問し、本年3月28日に開催されました前回の審議会におきまして、部会長より水質総量規制の検討状況についてご報告がございました。その際、部会での今後の審議については、環境省の水質汚濁防止法の政令及び省令等の改正に合わせ進めていくとされていましたが、現在のところ、政令改正等がなされておりませんで、それ以降、部会は開催されておりません。今後、政令改正等がなされれば、その後の作業が急に進むことになります。また、部会におきましては、本日の諮問案件とあわせてご検討いただくことになりますことから、委員及び専門委員の先生方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

相賀会長 ただいまのことにつきまして、何かご意見、ご質問がございましたら……。それでは、特にないようございますので、以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきます。